

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成21年第10回定例会

平成21年10月1日

新宿区教育委員会

## 平成21年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成21年10月1日(木)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時30分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委 員	松 尾 厚
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富士雄
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第36号 平成21年度新宿区立特別支援学校において使用する一般図書の追加採択について
- 日程第2 議案第37号 平成22年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の追加採択について
- 日程第3 議案第38号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第39号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

### 報告

- 1 平成21年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 平成21年度学校選択制度保護者アンケート集計結果について（学校運営課長）
- 3 牛込地区学校適正配置について（副参事「学校適正配置担当」）
- 4 その他

開 会

白井委員長 ただいまから平成21年新宿区教育委員会第10回定例会を開会します。

本日の会議には羽原委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案第36号 平成21年度新宿区立特別支援学校において使用する一般図書の追加採択について

議案第37号 平成22年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の追加採択について

議案第38号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

議案第39号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

白井委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第36号 平成21年度新宿区立特別支援学校において使用する一般図書の追加採択について」、「日程第2 議案第37号 平成22年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の追加採択について」、「日程第3 議案第38号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第4 議案第39号 新宿区教育委員会の権限に関する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」を議題とします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、第36号議案について御説明をいたします。

平成21年度新宿区立特別支援学校において使用する一般図書の追加採択についてでございます。平成21年度に使用している一般図書につきましては、平成20年7月17日の教育委員会にて採択をいただいていたところです。今年の2学期に入りまして、新宿養護学校に在籍している児童の状況の変化によりまして、既に採択いただいた一般図書以外の一般の図書を追加で採択する必要が生じたため議決をお願いするものです。

児童の状況及び採択対象の一般図書の内容につきましては、教育指導課長より説明いたします。

教育指導課長 対象の児童の状況ですけれども、新宿養護学校小学部4年生の視力に障害のある児童でございます。4月から現在までは、通常の教科書を使用していたところでございます。見えにくいようでありましたけれども、学校で拡大しながら使用しておりました。

しかしながら、夏休み中に目の専門医に詳しい診察を受けたところ、以前より視力が低下しており、拡大教科書で対応したほうがよいとの診断を得たところでございます。拡大教科書とは、弱視児童・生徒のために、検定済み教科書の文字や図形を拡大などして複製し、図書として発行しているものです。したがって、内容は通常の教科書と同じものでございます。

この拡大教科書を特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の児童及び生徒に無償給与するためには、一般図書としてあらかじめ教育委員会の採択が必要とされております。当該児童には、年度当初に通常の教科書が無償給与されておりますが、先ほども申し上げましたとおり、児童の状況に変化がありましたので、本日採択をいただければ、年度の途中ではございますが、改めて拡大教科書を無償給与していただけるということでございます。

当該児童及び保護者と確認した結果、今年度は国語、算数、理科について拡大教科書を使用したいということになりました。したがって、採択をいただきたい具体的な拡大教科書ですが、小学校4年生の国語、算数、理科でございます。

なお、それぞれの拡大教科書の原典となる教科書は、いずれも昨年度採択いただきました検定済み教科用図書と同一でございます。

教育政策課長 続きまして、議案第37号について御説明いたします。

平成22年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の追加採択についてでございます。

平成22年度、来年度ですが、使用する文部科学省著作教科書及び一般図書につきましては、本年7月23日の教育委員会で採択をいただいたところです。この中には拡大図書は含まれておりませんでした。先ほど第36号議案で説明いたしました対象の児童は、転出等がなければ、来年度も引き続き区立の学校で拡大図書を使用することとなりますので、その追加の採択が必要となったものでございます。

また、今後拡大教科書を必要とする児童が、状況の変化や転入等により増える可能性があります。

したがって、今年採択いただいた検定済み教科用図書と同一の拡大教科書をすべて採

採択の対象として議案にのせておりますので、よろしくお願いたします。提案理由ですが平成21年度7月23日第7回臨時教育委員会において議決された平成22年度使用一般図書について追加採択する必要があるためでございます。

引き続きまして、第38号議案について御説明いたします。

こちらは、新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則でございます。新宿区立幼稚園入園申請書の様式を改正する必要があるためでございます。

幼稚園入園申込書には、その申込書の記載内容のほか入園連絡表、入園申込受付票、確認票、通園の道順の略図などが載っておりました。またA4ではなく、特別な様式を使っていたところがございます。これを削除いたしまして、申請時に必要な項目のみとして形式を簡略化し、ホームページからダウンロードして申請ができるように、申請の利便性を図るためでございます。

施行日は公布の日とさせていただきます。

次に、第39号議案でございます。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育委員長に臨時代理を指示する件でございます。

こちらは、平成21年第3回新宿区議会定例会に提案されている新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例が10月16日に可決、制定公布される予定でありまして、一部の規定は公布の日から施行されます。

これに伴う改正規則を当該条例が公布される日に制定公布する必要があるため、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を行う必要があるためでございます。

臨時代理の指示の内容ですが、新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則を新宿区立子ども園条例等の一部を改正する条例が公布される日に制定すること、また、平成21年第3回新宿区議会定例会に提案されている当該条例が原案どおり可決、制定され、新宿区長が当該条例を公布した場合に限るといった条件がついているものでございます。

そこで、新宿区立子ども園条例施行規則の一部を改正する規則でございます。こちらは、多くが条例の改正に伴う規定整備でございます、その主な内容が記載されてございます。まず(1)でございますが、「保育・幼児教育」という文言を「保育・教育」、そして「幼児教育」を「教育」とするものでございまして、関連する条文は第2章の表題、第13条、第27条でございます。

次の(2)、「保育の実施」ということですが、こちらは条例改正のときにも御説明いた

しましたけれども、「乳幼児保育の実施」と、それから「教育保育の実施」というように言葉を分けて整理させていただいたものでございます。児童福祉法の改正によって、「保育の実施」が今までは保育所における保育を行うことだけでしたが、家庭的保育事業が追加されて「保育の実施」となったことから、文言を整理させていただいた結果、規則も同様に文言整理をさせていただくものでございます。

次の(3)でございますが、こちら「保育の実施」「保育の種類」とあったものを「短時間保育」「中時間保育」「長時間保育」と、それぞれの保育の種類ごとの「教育保育の実施」という言葉に改めて、わかりやすくしたものでございます。

また、(4)の「長時間保育の実施」については「長時間保育」と、「中時間保育の実施」については「中時間保育」ということで、「実施」という文言が重なっておりましたので、そこを簡素化したものでございます。

(5)でございますが、「つどいのへやの利用事業」とありましたが、条例では「子どもと保護者の相互交流への支援事業」と条例改正しておりますので、同様に「つどいのへや」を「交流支援事業」に改めるものでございます。

次に、(6)ですけれども、こちら児童福祉法の改正により、今まで一時保育として実施していた事業が一時預かり事業として法律上位置づけられたことに伴いまして条例改正を行い、条文の位置づけが変わりました。条文では第25条第2項から第24条第1号に変わる改正を行っておりますが、規則の第48条で引用しておりますので、その引用条文の項目が変わるという改正を行っております。

そして次に、あいじつ子ども園が設置されることに伴いまして、子ども園が複数となります。今まで、入園申し込み等の書式につきましては、「四谷子ども園」という記載で全て書式をつくっておりました。したがって、そこを空欄としまして、子ども園の名称を記入できるようにするという様式改正するものでございます。

施行日は平成22年4月1日でございます。ただし(6)につきましては公布の日からというようにするものでございます。

適用関係は1の(6)にかかわる部分でございますが、これが平成21年4月1日から適用するものでございます。

あいじつ子ども園に係る入園の申し込みや承認等の手続は、準備行為として施行日前についても行うことができるということを規則で規定するものでございます。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第36号及び議案第37号は、議案の概要が同種の内容ですので、一括して討議、質疑及び採決をしたいと思います。いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、議案第36号及び議案第37号を一括して討論、質疑及び採決を行います。

御意見、御質問をどうぞ。

松尾委員 この拡大教科書をこれから使用したいということですが、それ以前は通常の教科書を学校で拡大して使用していたというお話でしたけれども、学校で拡大してというのは、具体的にどのように行っていたのでしょうか。

教育指導課長 教科書のページを学校のほうでまさに拡大をする。A4判をA3判にするというような形で自校コピーをしていたわけでございます。

なお、この新宿養護のお子さんでございますけれども、実際には脳性麻痺の障害をお持ちでございます。視力の面での障害もお持ちでございますけれども、視力がどのくらいかということは実は明確には測定できていないお子さんでありまして、教科書を拡大することによりまして、指で追うと目で追うことができるという状況でありました。したがって、学校ではできる限りの拡大をしながら目で追わせるという作業を今までも地道な努力で続けてきたというようなところでございます。

松尾委員 今回の件は、視力に障害のある方の拡大教科書ということでしたけれども、参考までに、そのほかの障害に応じた教科書というものもあるのかどうか教えてくださいませんか。

教育指導課長 今現在、対応が可能であるというものにつきましては、視力障害の方に対する拡大教科書の対応のみでございます。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

この拡大というのは、先ほど言ったようにA4判がA3になるような教科書ができるということですか。それとも、別個にオーダーメイドでつくられるということですか。

教育指導課長 実は、私もこの拡大教科書の実物を見たことはございませんが、イメージといたしますと、文字の大きさが、通例の教科書のポイントが11ポイントないし12ポイントであろうかと思えます。拡大教科書にもいろいろな種類がございまして、今回のお子さんにつきましては、保護者、そして学校の教員から大体その倍に当たる22ポイントを願いたいということございました。

国語につきましては、今回、光村につきましては22ポイントが最高でございます。算数に



つきましては、最高が26ポイントまであります。ただし、今回、東京書籍の22ポイントを求めておりますので、それを申請したいと思っております。理科につきましては、30ポイントまでであるというものもございます。

あとは、今私はA3というコピーの拡大のイメージで申し上げましたけれども、恐らくA3判になりますと使い勝手が悪いのでそれほど大きいものではないと思われれます。今度、実際に拡大教科書が給与された段階では、実物を私も確認いたしまして、どんなものなのか、それを確認してまいりたいと思います。

白井委員長 ありがとうございます。

これは、教育委員会で議決することによって支障のある方へ適応した拡大教科書というものが無償で配られるという趣旨で提案されているという理解でよろしいですね。わかりました。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第36号及び議案第37号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第36号及び議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号について、御意見、御質問をどうぞ。

申請書の様式の改正ということですが、前が少し細か過ぎたので、まずは申し込みについては簡単にした上で、現行の中身は入園が決まってからということ、利用しやすくしていただいたということによろしいですか。

学校運営課長 委員長御指摘のとおりでございます。これまで、申込書につきましては、各園にとりに来るということの基本としておりましたが、より利便性を高めること、それから必要な事項を精査いたしまして、入園の申し込み時に必要事項のみに絞った形で申込書を作成し、ホームページからもダウンロードができる、こういった対応をとらせていただくということでございます。

白井委員長 このホームページからのダウンロードというのは新しい試みだとは思いますが、ダウンロードしないと、まだ直接申し込みはできないという事務的なことがあるということでしょうか。

学校運営課長 利便性を図るということでダウンロードを新たに導入したものでございまして、これまでどおり園で申込書等をお渡しすると、そういったことも並行して行っていくも

のでございます。

白井委員長 直接、入力して申し込むというところまではまだできないということですか。

学校運営課長 大変申しわけございません。現時点ではまだそこまで進んでおりませんで、今後検討させていただきたいと思いますが、なるべく申込書自体は園にお持ちいただくこととしております。といいますのは、園を知っていただく、見学をしていただく、こういったことでこれまでは申込書等も園にとりに来ていただくといったことを基本としていたわけでございます。

したがいまして、実際にお子様を通わせようと思っている園を一度も見たことがないことのないように、また、その園での教育方針や内容等や先生方や子どもたちをぜひご覧いただいて、お決めいただくということで、申込書のダウンロードはできますが、申込書は実際に希望される園にお持ちいただくということで、現行どおり進めているところでございます。

松尾委員 ただいまのお話で、ダウンロード以外の方法でこの申請書を手に入れるにはどのようにすればよいでしょうか。

学校運営課長 それぞれ区内の幼稚園あるいは出張所、こういった公共の機関で申込書を配布できるような体制をとっているところでございます。

松尾委員 それは、あらかじめ印刷したものを常備しておくということでしょうか。

学校運営課長 基本的にはそういう対応をとっているところでございますが、多量に印刷をしますと、必ずしも全部配布するとは限りませんので、毎年各園では御希望なさる子どもたちの数というのは、受け入れのクラス数に応じて決まっておりますので、大体それを見越した数を用意しておくといったような対応をとっているところでございます。

松尾委員 ダウンロードして打ち出せるようになりますと、用意しておく部数というものも変わってくると思いますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

学校運営課長 今回、初めての試みでございますので、どの程度ホームページからのダウンロードを御利用されるのか、今後、実際に申請の状況のときにホームページからのダウンロードにより申請書をお使いになった方が明確になってまいりますので、その状況を加味しまして、来年度の対応についてはさらに考えていきたいと思っております。

白井委員長 そういう点では、新しい試みですし、またこういう形でどの程度事務簡略化、共通できるかという点のいい試金石にもなると思っておりますので、その結果等もまた来年度御報告していただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかに御意見、御質問等ありますか。

ほかに御意見、ご質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第38号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

では、議案第39号について審議します。

松尾委員 この場で言うのが適切かどうかわかりませんが、1カ所ミスプリを。

第45号様式（第52条関係）という不承認通知書ですが、その下の注の2番の2行目の括弧内の「新宿区教育会になります。」とありますが、「新宿区教育委員会となります。」の間違いだと思います。

学校運営課長 大変申しわけございません。松尾委員から御指摘のございました後ろから2枚目の新宿区立子ども園一時保育の不承認通知書の注の2番目でございます。括弧内の「新宿区教育委員会になります。」という文言につきましてはミスプリントでございます。訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第39号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成21年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告2 平成21年度学校選択制度保護者アンケート集計結果について

報告3 牛込地区学校適正配置について

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

次長 平成21年度第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨につきまして御説明させていただきます。

今回は、全部で11件の代表質問または一般質問がございました。その中で、主なものとし

て5点ほど取り上げたいと思います。

最初は全国学力テストでございます。2ページの下のほうです。一般質問、「全国学力テストについて」、かわの議員でございます。

3ページをごらんいただきますと、新宿区教育委員会はこのような状況についてどのように受けとめ、そもそも全国学力テストの目的についてどのように認識し、その目的に沿っていると思っているのか。

3年間の学力テストで、区内の児童・生徒の学力について何が判明したのか、どれだけ学力が向上したと評価しているのか。

3番目として、鳥取県教育委員会について記載されておりますが、これを受けて、そこまでして開示する意図がわからない、新宿区教育委員会の見解はどうか。

4番目としましては、東京都は独自に児童・生徒の学力の向上を図るため調査を実施しているが、何が判明したのか、その評価は。

5番目を飛ばしまして6番目ですが、全国学力テストの意義は何なのか問い直し、来年度以降は中止すべきだ、新宿区教育委員会の見解はということでございます。

これについて答弁でございます。

まず(1)ですが、本調査の目的は、各学校が児童・生徒の学力や学習状況を把握し、児童・生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てることにあり、相対的な順位のみにとらわれることはその趣旨に沿うものではないと考えています。

2番目としまして、過去3年間の調査から、本区の児童・生徒の実態としては、知識の活用や記述力に弱いという傾向が見られました。これは、全国の調査結果と同様の傾向でございます。どれだけ学力が向上したかについては、対象児童・生徒が異なること、制度設計として同じ問題で経年比較するものではないことから、評価をすることは難しいと考えています。

3番目としまして、本区では、文科省の実施要領にのっとり、引き続き各学校の平均正答率についての公表は行わない。新宿区情報公開条例に基づく情報開示については、請求があった段階でその内容を慎重に検討し適切に対応していく。また、情報公開条例の改正も考えていないということでございます。

(4)としましては、東京都の調査で明らかになったことは、問題解決的な学習の一層の充実や言語活動の必要性、それから知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、言語活動の充実については、新学習指導要領においても重視されており、今後調査結果をも

とに授業改善を進めることが大切であると考えています。

最後に（６）ですが、全国学力テストは、その結果に基づき、子どもの学習状況をきめ細かく把握、分析し、授業改善の取り組みを行うために必要であると考えているが、今後国の動向を注視していくと答弁させていただきました。

同様に、全国学力テストにつきましては９ページをご覧くださいませでしょうか。

代表質問、花マルクラブからですが、確かな学力の育成と学力テストの結果について、最初に区長に対してお尋ねするという事で、１月に行われた東京都の学力テストと４月に行われた文部科学省の学力テストの結果に関してどのように感じているのか。

、もっと公立中学校の進学率が高まってほしいとは思わないのかという質問でございます。

これについては、10ページでございますが、区長答弁がございます。

（１）としまして、東京都と文部科学省がそれぞれ実施した学力テストは、教育委員会や学校がみずからの教育施策や教育の成果と課題を客観的に把握し、各学校が児童・生徒への教育指導などに役立てることを目的にしているものと認識している。その結果について、各小・中学校が児童・生徒への教育指導、学習状況の改善に役立てていくことが大切なことと考えています。

、公立中学校は多様な個性を持った子どもたちの中で、他者への想像力を持ち、みずからを律し互いを認め合う、思いやりの心を持つ子ども、努力する子どもをはぐくんでいる。私は、そうした公立中学校のすばらしさが理解され、地域の子どもの多くが公立中学校に進学することを願っています。

続きまして、教育委員会への質問でございますが、９ページにお戻りいただきまして、（２）でございます。

東京都における新宿区の相対的な順位の観点から、教育委員会としてはどのように考えているのか。

次のページでございます。

としまして、これに関して、教育委員からは教育委員会の席上、どのような意見、感想が出されているのか。

（３）としましては、家庭での学習の必要性を各保護者にもっと説明し、理解してもらう必要があると考えるが、いかがでしょうか。

（４）としまして、新宿区教育委員会としては、学力テストの今後の改善、見直しについ

ではどのように考え、どのように主張したいと思っているのか。

(5)としまして、新宿の公立中学校できちんと勉強していれば、都立の進学高校や私立高校に合格でき、将来は大学に進学できることを各保護者にもっと説明し、理解してもらう必要があると考えるが、いかがか。

(6)としまして、公立中学校への進学率を高めるためにも、新宿区の学力テストの相対的順位を上げてほしいと思うが、いかがか。

(7)としまして、政権交代が行われたが、新宿区の教育委員会として教育予算について民主党政権に対する危惧や期待することはどんなことがあるのかという質問でございます。

この答弁ですが、10ページ目の下に、答弁、教育長と書いてございます。

(2)の 答弁としまして、東京都、それから文科省、それぞれの調査の目的は、教育委員会や学校がみずからの教育施策や教育の成果と課題を把握すること、各学校が児童・生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てることにある。教育委員会としても、これら学力調査は、区市別の相対的順位を比較するものとしてではなく、教育施策の成果と課題の検証、各学校の指導改善に役立てることに目的があり、意味があると考えています。

としましては、教育委員からは、問題を見るとどのような授業が求められているのかわかる、学校では応用問題などを中心に進めているのかなどの授業改善にかかわる質問や感想が出された。相対的な順位に関する意見や感想は特にありませんでした。

(3)としましては、次のページでございます。

家庭での学習時間を確保すること、いわゆる学習習慣づくりのためには、その必要性を児童・生徒に理解させることと同様に、保護者の理解を深めることが重要であると考えています。

(4)としましては、いずれにしても、教育委員会の施策や学校の教育課程、指導方法等の改善を図るためには、今後も児童・生徒の学力や学習状況を的確に把握することが、学校教育の検証や改善を図るためには必要である。

(5)としまして、区立中学校では、学校公開において小学校6年生の保護者を対象とした学校説明会を実施している。その際には、高等学校への進学実績の報告も行っています。

また、各学校においては進学実績だけでなく、学ぶ喜びが実感できる学校、規律と活気ある学校など中学校の特色をPRし、公立学校のよさを保護者に理解してもらう工夫や努力をしています。

(6)ですが、学力調査の結果は、相対的な順位にとらわれることなく、あくまでも調査

結果を分析し、各小・中学校が授業改善に活かすとともに、返却される個人票をもとに、児童・生徒一人一人が学習の見直しを行うことを大切にして取り組んでいく。その結果として、新宿区の子どもたち全体の学力が向上することが望ましいと考えています。

(7)ですが、これについては、民主党はマニフェストで教育費への公的支出や教員数の充実など学校教育環境の整備に取り組む方針を示している。教育委員会は、これまで全国都市教育長協議会や特別区長会などを通じ、国の施策並びに予算について要望してきた。新政権においても、これらの要望の意を酌み取り、教育行政のさらなる振興が図られることを願っているところであると答弁しております。

それから、新型インフルエンザについて2件ほど質問がございました。これについては、5ページの公明党の代表質問、それから8ページの共産党の2番になりますけれども、インフルエンザ対策ということで質問がございました。これは後ほどお読みいただければと思います。

それから、あいじつ子ども園についても質問がございました。5ページの下段です。2番の「あいじつ子ども園について」ということで、公明党から質問がございました。

それから、コミュニティ・スクール、これについて質問がございました。これも公明党でございます。これについては簡単に読み上げたいと思います。

コミュニティ・スクールについて、6ページでございます。

(1)としまして、まず、新宿区でのコミュニティ・スクールの検討状況はいかがか。

(2)としまして、四谷中学校を推進モデル校に指定し、調査研究を行っているが、この四谷方式の取り組みはいかがか。また、今後推進モデル校の実践研究を踏まえ、区内の小・中学校のコミュニティ・スクールの指定をどのようにしていくのかという質問でございます。

この答弁は7ページです。

コミュニティ・スクールは、法に定められた学校運営協議会を設置する学校のことであり、学校、家庭、地域が一体となってよりよい教育の実現を目指すため、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みである。新宿区では、区の実態に適した運用を図るために、新宿区版の学校運営協議会制度を地域協働学校と称しています。教育委員会では、モデル校である四谷中学校との実践研究を行い、それと並行して地域協働学校のあり方を検討しています。学校運営協議会に持たせる権限のあり方等について、モデル校の研究に加え、他区市等の先行事例を検証しながら、メリットと課題等を整理し、四谷地区にとどまらず全区的に取り組める地域協働学校のあり方を今年度中に明らかにする予定でございます。

(2)としまして、モデル校では、学校と地域との連携や学校運営協議会のあり方等の具体的な調査・研究を行っています。学校と地域との連携においては、四谷中に通う子はすべて四谷の子どもという意識のもと、生徒の職場体験活動で、協議会の委員が主体的に働きかけ、地元の受け入れ事業所数を拡大したといった成果が報告されています。一方、協議会には学校運営についての承認や同意等の権限を持たせ、権限を適切に行使するためには、協議会委員の選定が重要であることや協議会自体の成熟が必要である等の課題も提起されています。教育委員会としては、モデル校における検証を踏まえながら、本年度中に教育委員会規則を制定するとともに、地域協働学校として平成22年度に2校、23年度に1校を指定していく予定ということで答弁させていただきました。

それから、もう一つ、共産党の質問でございますが、7ページのその下でございます。

教育費の負担軽減についての質問がございました。これについても後ほどお読みいただきたいと思います。

以上、雑駁でございますが、御報告申し上げます。

学校運営課長 それでは、報告2、平成21年度学校選択制度保護者アンケート集計結果につきまして、私から御報告をさせていただきます。

お手元に資料がございますが、本日御用意しております資料につきましては、今年度実施したアンケートの集計結果、これが3枚でございます。そのほかに、平成16年度から学校選択制度を導入いたしまして、このアンケート自体は毎年実施をしているものでございますが、その年度ごとの比較表が2枚ございます。両方ごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。

まず初めに、今年度実施いたしましたアンケートに関してでございます。小学校についてですが、アンケート用紙を配布いたしましたのは1,307人、回収数は1,136、回収率は86.92%という状況でございます。

「入学した学校はどこですか。」の問いに関しましては、「通学区域の学校」、これが一番答えが多く870件、77.33%ということになっております。

次に「通学区域外の学校」ということで、これがある意味選択をしたお子さんたちということになるかと思いますが、242件、21.51%。

それから「新宿区外から通学している」、これは区域外就学ということになりますが、13、1.16ということで、なお件数が回収数と合わないのは、記載がなかったということで御理解いただきたいと思います。



それから「現在通っている学校に入学してよかったですか。」という御質問に対して「大変満足している」とお答えになったのが414件、36.44%、それから「満足している」が663件、58.36%ということで、両方合わせますと94.8%ということでございます。ちなみに、昨年は94.2%ということでしたので、おおむね95%弱というところで推移をしているということになります。

その理由でございますが、多かったものとしたしましては「自宅からの距離・通学の安全」、これが「大変満足している」「満足している」、両方で第1位を占めているものがございます。

次に「通学区域の学校」というのが2番目です。これも両方で2位を占めております。

それから、3番目が「子どもの友人関係」、これも両方で第3番目の順位を示しているといったことから、今回御回答いただいた、満足をされているという方につきましては、理由としては、1位「自宅からの距離・通学の安全」、それから次は「通学区域の学校」、3番目としては「子どもの友人関係」といったことで、これについても昨年度とさほど変わりはありません。

3番目、裏面ですが、「満足していない」といったお答えが41件ございました。この41件、回答率で言いますと3.61%ということでございます。これに関しましては、その理由といたしまして、1番目は「いじめや荒れの状況」、2番目は「学校公開・見学での印象」、3番目といたしまして「子どもの友人関係」あるいは「学校のイメージ・評判」といった順位になっております。

ちなみに、昨年度小学校で満足していないとお答えになった件数としては50件、4.2%といったことから、満足度はわずかですが高まっているというように感じております。

次に、問3「通学区域の学校を選ばなかったのはどのような理由ですか。」といった質問でございます。1番多かったのは「子どもの友人関係を考慮して」というのが124件、次に「児童数の少ない学校だから」ということで、単学級の学校などを選ばなかったといったお答えが98件、それから「自宅からの距離・通学の安全を考慮して」95件、これが順位としては3番目までになっております。

それから、問4でございますが、「学校を選ぶ上での情報をどのような方法で得ましたか。」についてですが、比較表の3ページをごらんいただきたいと思っております。

比較表の3ページに、問4「学校を選ぶ上でどのような情報が参考になりましたか。」という質問に関して、1番から7番まで、1番が「学校公開・学校説明会」、2番が「友人・

知人からの情報」、3番「学校案内冊子」となっております。これをごらんいただきますと、「大変参考になった」といったところでは、平成17年からの質問でございますけれども、毎年1位を獲得しているのは「友人・知人からの情報」といったものが「大変参考になった」「参考になった」と高い数値を示しております。次は「学校公開・学校説明会」で、平成19年度から「大変参考になった」という回答が20%を超えるような状況です。

したがって、学校を選ぶ際の情報としては「友人・知人からの情報」、それから「学校公開・学校説明会」、これが上位を占めているといった状況でございます。

引き続き、比較表の最後のページをごらんいただきたいと思いますが、問5に關しまして「一斉学校公開の際、区内の学校を見学しましたか。」という問いにつきまして、実は今年度から少し答えを変更しております。昨年度までは、この問5につきましては「通学区域の学校を見学した」あるいは「通学区域外の選択校を見学した」、それと「見学はしなかった」という3つで答えていただくようになっておりましたが、今年度からは「通学区域の学校を見学した」、次に新たな項目として「選択した学校を見学した」、それと3番目としては「その他の学校を見学した」「見学はしなかった」という形に変更をさせていただいたものでございます。

その結果といたしましては「通学区域の学校を見学した」が55%と一番高い率を示しているものでございます。

最後ですが、「学校選択制度をどう思いますか。」です。昨年度から質問項目として入れたものでございますが、今年度少し答え方を変えております。これは昨年度「どちらともいえない」という回答が26%という高い数値を示していたわけですが、「どちらともいえない」というのは一体どちらなのだろうか。要はイエスかノーかというようなところでお答えをいただけるような仕組みができないだろうかということで、新たに今年度は「どちらかというとあったほうがよい」とか「どちらかというとなくてよい」といった選択肢でお答えいただくように変えたものでございます。

その結果といたしましては、「あったほうがよい」のパーセントは若干下がりましたが、「どちらかというとあったほうがよい」というお答えを含めると、昨年までの「あったほうがよい」の62%を超える83%という結果が出ております。

また、逆に「なくてもよい」という回答が小学校では10%ございましたが、それが「どちらかというとなくてよい」「なくてもよい」を合わせて16%といったことで、これまで「どちらともいえない」と言っていた方が、イエスかノーかをある程度はっきりしていただいたこ

とによって、このような数値になったものでございます。

次に中学校につきまして簡単に御説明いたします。

中学校につきましては、配布数881件、回収数が743件、84.34%の回収率でございます。

入学した学校につきましては、「通学区域の学校」が一番多く507件、68.24%、「通学区域外の学校」が221件、29.74%、それから「新宿区外から通学している」が8件、1.08%という状況です。

現在通っている学校に対する満足度ですが、「大変満足している」「満足している」合わせまして93.27%という状況が出ております。昨年が93.28%ということでございましたので、おおむね昨年同様の数値を示しているものでございます。

「満足していない」とお答えになった方は39件ございました。その理由として上位3つを挙げますと「先生の指導や熱意」、それから「子どもの友人関係」「いじめや荒れの状況」といった内容になっております。小学校と比較をいたしますと、「先生の指導や熱意」といった部分での理由が高くなっているという傾向がございます。

通学区域内の学校を選ばなかったのはどのような理由かに関しましては、1番多かったのは「子どもの友人関係を考慮して」、次が「学校のイメージ・評判を比較して」、3番目が「自宅からの距離・通学の安全を考慮して」という内容になっているものでございます。

問4につきましては、先ほどの比較表で内容をごらんいただきたいと思います。

問5でございます。中学校、「学校公開の期間中、学校を見学しましたか。」につきましては、1番多かったのは「見学はしなかった」といったものが320、それから次に「通学区域の学校を見学した」が258、「選択した学校を見学した」が210という順位でございます。

最後に「学校選択制度をどう思いますか。」といった問いに関しましては「あったほうがよい」が352、「どちらかといえば、あったほうがよい」が269、「どちらかといえば、なくてよい」が68、「なくてよい」が34という結果でございます。

これを昨年度と比較いたしますと、先ほど小学校の際の比較とほぼ同様の内容、中学校は昨年「あったほうがよい」が67%でございましたが、21年度に関しましては83%になっております。一方、「なくてもよい」という回答が7%でしたが21年度に関しましては「どちらかといえば、なくてよい」「なくてよい」を合わせまして14%という結果になったものでございます。

副参事（学校適正配置担当） 報告3、牛込地区の学校適正配置について説明いたします。

今回、8月29日と8月31日の2回、津久戸小学校の適正配置説明会を実施いたしました。

回数にしまして、29日が第3回目、31日が第4回目ということになります。

内容につきましては、両日とも同じ内容で開催すると御案内しておりましたので、参加者も29日は6名、31日は5名ということになっております。

資料ですが、7月4日、第2回目の説明会の概要を全保護者の方にお配りしまして、意見を回収する形をとりまして、2名の方から意見が出されたものに対して教育委員会の回答をつけまして、その内容を御説明したということでございます。

7月4日は第2回目、22名の参加がございましたので、それで全保護者の方に概要をお配りして回収は2名ということで、悪く言えば関心がだんだん薄れてきているのか、それとも納得しているのかと、どちらにもとれるような形でございます。

今回の説明会は人数が少なかったものですから、事前にこちらも保護者の意見等をお聞きして、教育委員会側は適正配置担当と学校の校長、副校長で対応いたしました。6人ですから口の字型になりまして、ざっくばらんな形で説明を行い、意見交換ができたということでございます。

両日とも共通点が通学路の安全対策、それから第4回目になりますけれども、保護者の方からざっくばらんな声として、昨年度のアンケートをとったときに、反対の方が103名、賛成が44名となったのを振り返ってみて、こちらの「適正配置について」というところに御意見がございますけれども、最終的なプランが教育委員会から示されていない、青写真もわからない、とにかく統合しようでは何の接点も感じられない、そういうことで先が見えないものに対して賛成はできないというようなことが言われました。

それは、あくまでも統合協議会の中で皆さんと一緒に両校の代表が集まって決めていくことです、という説明をしても、統合協議会に入りますと、そこでは自分たちの意見が反映されない、そこでどんどん進んでしまうのだろうという不安が非常に多いということがわかってまいりました。

そこで、次回、要望がございまして、統合協議会でどういうことを決めるのかということを知りやすくチラシをつくりまして配付を考えております。また、新校のコンセプトといいますかビジョンをある程度まとめたものをわかりやすく示すことも必要だろうということも考えております。

それから、通学路の安全対策ですけれども、スクールバスも具体的に回答しましたが、それも通すとしたらどういうところを考えているのかということも具体的なものを示さないと見えてこないという意見がございますので、そういうものを提案しながら、理解を深めてい

きたいと考えております。

それから、1回目の議事録の概要をお配りして、そこでまた意見をいただいております。このような繰り返しでこの会を開いておりますので、保護者の方から、説明会をやってその内容の議事録概要が手に届きますから、どんなことが話し合われたかわかる、それに対して意見も言える形が用意されているということで、行かなくてもよいか、という感じも出てきているということも事実だと思います。忙しいときにこちらへ来てわざわざエネルギーを使って意見を言うほどでもないというような感情が生まれてきているのかという推測をしているところでございます。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

私から、教育長の答弁への要望ですけれども、各項目については全く異議がありませんが、今後はこの中に教育ビジョンについてどう扱っているかという視点を入れて答弁していただけたらと実は思っております。例えば、2ページの食育についての具体的な御質問があって具体的にお答えしていますけれども、教育ビジョンの26ページで食育の推進ということをきちんと掲げて、19年度末の現状はこうで、今年度は例えば食育推進リーダーを育成したりなど、きちんとした視点を持って教育行政を行っています。その他家庭教育の部分など、いろいろとビジョンの中で触れられると思いますので、そのような点を御理解いただけるように、ビジョンができたばかりなので広報も兼ねて、答弁していただけたらと思います。

教育長 おっしゃるとおりに、議会ですから、議員の皆さんから教育委員会への質問を受けて答えるということですが、今はインターネット中継もされていますし、教育委員会がやっていることについて報告するいい機会でもあるので、その際には、できるだけやっていることについて語るようにしています。委員長から御指摘があったビジョンも、策定したばかりでまだ周知されていない部分もありますので、その辺は意識的に触れるようにしてまいります。

白井委員長 特に、教育行政をするときに何の視点でやっているのかということ、私たちも意識しながらやるという意味でもぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかに御意見、御質問ありませんでしょうか。

教育長 選択制についての御質問が今議会でもありましたが、20年度のときにも出ています。

アンケートは毎年とって、保護者などが非常に満足しているということは、結果からは出ていますが、選択制度を入れたために地域との関係が希薄になったのではないかという意見も別にあります。そのような面で保護者のアンケートだけではなく、もう少し地域などの意見を聞いたらどうかというような流れになっていますので、その辺について学校運営課長から補足の報告もしてください。

学校運営課長 今、教育長から概要の御説明をいただきましたが、これまで平成16年度から学校選択制を導入いたしまして、今年度で6年が経過しております。この間、今日御報告をさせていただいたアンケート等でも高い満足度を得ているということは承知をしているところです。これは新入学生、小学校1年生の保護者、それから中学校1年生の保護者、選択をされた方、されない方すべてにアンケート調査をさせていただいてのことです。

ただし、地域におきましては、単に学校に入学する保護者だけではなく、学校が地域との結びつき、地域における学校との連携、こういったところを考えれば、他の地域からお子さんが来るということは、その地域との学校のかかわりが薄らいでいく、希薄になっていく、このようなお話を口頭では聞いたりする機会がございました。

そういったことを受けまして、他の区では実は4区だけが選択制を導入していない、やり方は新宿区とは違うやり方を導入している区もございますが、残りの区はすべて選択制を導入している。そういった状況で、年数が経過した中で検証を行い、その検証の結果として、また見直し等を考える、そういったことを行っている区もございますので、新宿区といたしましても、23区の状況の調査が済みましたので、今後新宿区において広く皆さんの意見を聞く形で、選択制度についての検証を行っていくということで進めているところでございます。

今議会の中で、質問に対しましては、年内にはその方法を明らかにし、あるいはいつまでにこういった形で進めていくのか、この時期を明らかにした上で、年度内には何らかのアクションを起こしていくということで答弁をさせていただいているところでございます。

教育長 代表質問ではなく、本会議の後の決算特別委員会の総括質疑で結構出ている質問で、報告2で言ったほうがよかったと思いますが、そういうことがあるということで説明しました。

白井委員長 報告1について、ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

では、報告2について、今少し絡んだ質問が出てまいりましたけれども、学校選択制に関するアンケート集計結果報告ですが、これについて御意見、御質問があればお願いいたします。

松尾委員 アンケートの実物が手元にないものですから、具体的にどのような聞き方をされているのかわからないものですから、その辺を若干確認させていただきたいと思います。幾つかありますが、まずこの集計結果にある通学区域というのと学区と言っているものは同じなのでしょうか、それとも違うのでしょうか。

学校運営課長 表現が違っておりますが、これは同じものを指しているものでございます。

松尾委員 次に、質問項目の3ですが、「通学区域の学校を選ばなかったのはどのような理由ですか。」とあり、その項目の13、14、「児童数の多い学校だから」「児童数の少ない学校だから」とありますが、これは選ばなかった理由としては、選ばなかった学校の児童数が多いから選ばなかったのか、選んだ学校の児童数が多いからなのか、それが必ずしも判然としませんけれども、どちらでしょうか。

学校運営課長 この回答は、選ばなかった理由でございますので、その通学区域内の学校を選ばなかった理由として、児童数の多い学校だから選ばなかった、あるいは児童数の少ない学校だから選ばなかったということでございます。

松尾委員 それはアンケートの文面では明確にわかるような表現になっているのでしょうか。

学校運営課長 誤解のないように、ここにもありますが、通学区域内の学校をどういう理由で選ばなかったのですか、その学校をなぜ選ばなかったのですか、このような聞き方をしていますので、今のように、その学校を選ばなかった理由として、その理由が、児童数が少ないからという答え方ができるようにしております。

松尾委員 もう一点ですが、質問4の学校を選ぶ上での情報をどのような方法で得たかということですが、この6番目の「学校だより」というのは、学校を選ぶときは、学校に入る前のことだと思わすけれども、学校に入る前に学校だよりはどのようにして手に入れるのでしょうか。

教育指導課長 学校だよりは、各町会に何部かずつお回しいたしまして、町会の回覧の中に入れていただいている学校が結構多いというように聞いております。同じような形で幼稚園も行っているということもあるかと思えます。

松尾委員 それから、質問の6ですけれども、「学校選択制度をどう思いますか。」という質問ですけれども、これは核心に触れる部分かと思えます。これはあなたにとってよかったか悪かったかという面と、それから学校全体あるいは地域全体の立場から、少し大所高所の目で見てもよかったかどうかというのは若干違いがあると思えます。

例えば、通学区域内に通っているお子さんがもちろん多いと思えますけれども、そういっ

た方々にとっては、結果的に通学区域内に通っているわけですから、そういう意味ではなくてもよかった、結果論としてはそういうことになるわけです。しかしそういった場合でも学校選択制度はあったほうがいい、それはどうしてか、という部分がやはり知りたい、聞きたいなと私は思うわけです。

ですから、その辺が浮き彫りになるような、そんな質問ができたらなというように思いますけれども、いかがでしょうか。

学校運営課長 先ほど少し御説明しましたように、「どちらともいえない」という回答が去年はありまして、それをより明確にしようといった趣旨で、今年度回答の仕方を変えてみたものでございます。委員今御指摘のとおり、主体的に自分が学校選択制を使ってよかった、だからあったほうがいいと考えるのか、それとも地域の中で自分は通学区域内の学校に進学をしたけれども、こういった選択制度があることが広く一般の方にとってはいいだろうということを選んでいくのか、さまざまな答え方の核心に迫るといふか、内容の深いところはこの答え方だけではなかなか見えないところがございます。

そういった面につきましては、先ほど少し概要をお話しいたしましたが、今後検証を行っていくという中で、さまざまな方法、あるいはアンケートということもあろうかと思いますが、その際にその辺のところ为抓手と酌み取れるような質問内容をつくっていききたい、考えていききたいというように思っております。

松尾委員 今回のアンケートは、小学校1年生の保護者、それから中学校1年生の保護者に対するアンケートでした。それから、先ほどもう少し広く地域の方の意見なども聞いていったほうがよいのではないかというお話がありましたが、学校選択した保護者の小学校1年生のときの意見というものがここではわかるわけですが、例えば2年たって3年たってどのように考えているか、というところも少し気になる部分だと思います。

そうやって広げていくと切りがないんですけれども、ある程度年次を追って同じ人が1年生のときにはこのように考えたけれども、高学年になってみたらまた少し考えが変わっているかもしれないというところを酌み上げていく方法が考えられればなというように思いますけれども、いかがでしょうか。

学校運営課長 どういった対象で調査をしていくか、あるいは検証していくか、これは大事な視点でございますので、今後より広くそのような意見が酌めるような、あるいは経年で意識の変化などを追えるような、そういったさまざまな視点で検証ができるように考えていきたいと思っております。



教育長 選択制度は、導入している区のあり方をめぐって、いろいろな形で今注目されているという部分があります。そのような中で、ここのアンケート項目にもありますが、選択制度を導入したから、小規模校がより小規模校になって、大規模校がより大規模校になって、そして統廃合が必要になるという、そういう御批判もあります。

ただし、現実の流れからすると、選択制度を導入したことによって加速された部分はあるとは思いますが、傾向としては学区域の特色で小規模化せざるを得ない学校と、もともと大規模校だったというようなところもあって、統廃合が必要であるということは選択制度の以前からありますので、そのような誤解を正していかなければいけないと思っています。

選択制度は入っていますが、新宿区の場合、小学校では隣接学区ということで、小学生の体力に応じた制度設計もしています。全区どここの学校へ行ってもいいという制度設計にはなっていません。

また、学区域も残していますので、その趣旨は学区域の学校に行ってもらうことが基本の考え方です。しかし、このアンケート結果にも出ているように、そうはいつでも学区域の真ん中に学校があるわけではなく、道路の状況もさまざま、そのような通学上の安全の問題もある。あるいは学校は各学校の特色を出す取り組みなどもやっています。そして一方では指定校変更制度がそれ以前にはありましたので、その次のステップとして、学校のさまざまな取り組みとあわせて、学校が選べるような制度として導入しました。

学区域の学校を選択しないでいろいろな学校へ行ってくださいということが新宿区の教育委員会のスタンスということではなく、学区域の学校が頑張っ、先ほどの進学率と学力の話ではないですが、そういう形でこの選択制度が運用されていくことがいいのではないかなと思っています。

しかし、保護者の方が現実を選択される理由、あるいは今、松尾委員が言われたように、選択した後本当にどうだったのかなどを検証しながら、この制度の運用も、毎年選択を受け付けるときの学校案内冊子なども配りますので、そういうときの巻頭のページのメッセージも、そういう趣旨も入れるような形で今年度変えましたが、それはそういうふうな考え方を保護者の方に伝えながらこの制度を運用していく必要があると、そのように考えているところです。

白井委員長 今、教育長からも御説明がありましたが、去年かおとしに、東京都内の中の学校選択でもバリエーションがあっ、地域性を加味して小学校は隣接という縛りが入っていたり、地域性や通学安全性をかなり考えた選択制度をとっているというような御報告、御

質疑をしたことがあると思いますけれども、今、教育長がおっしゃったのはそのようなことでよろしいでしょうか。

教育長 そうです。

白井委員長 地域からの要望ということもあるということで、検証ということを考えているということで今回の報告はよろしいでしょうか。

学校運営課長 改めて申し上げます。

今現在は、その検証の方法、どういう形で検証していくのか、いつまでに行っていくのか、こういったものを明らかにしていくという段階でございます。

白井委員長 その意味では、先ほど検証の方法としては松尾委員が言っていたように、学区外をもし選択した場合はどうであったかというような質問方式は考えてもいいかもしれません。

松尾委員 学校選択制のあり方は、恐らく小学校と中学校では大きく違うと思いますし、保護者の考え方も違うと思いますし、地域の考え方も違うと思います。小学校の場合、隣接する学校ですから、地域からそんなに離れるわけではないけれども、中学校になりますとかなり遠くになりますし、隣の学校といっても、中学校は数が少ないですから、隣の学校に行くだけでも地域から随分離れてしまう可能性もあるかと思えます。

地域との関係という点に関しては、中学校のほうが恐らく問題になってくることではないかと思うので、そのあたりを重点的に、皆さんどのようにお考えかという意見を知りたいところです。

それから、逆に小学校の場合ですと低学年と高学年でかなり感じ方が違うのではないかと私は思います。小学校1年生に入るときに選択するわけですが、そのときはまだ幼稚園の子どもです。その幼稚園の子どもがこれからどこの学校に通うかというときには、途中の通学の安全とか、あるいは初めて学校に入るわけですから、クラスの中でうまくやっていけるかとか、そういったことが保護者にとってはすごく不安が大きいところだと思います。

しかしながら、何年かたって高学年に上がってまいりますと、今度はしっかり授業ができているかとか、そういったもっと学校運営の内容のところに関心が移ってくるのかなとも思います。ですから、小学校の場合はそのように低学年と高学年でかなり感じ方が違うかと思うので、少し総合的にその辺の意見を聞いていかないと、なかなか判断しづらいのではないかと思いますので、よろしく願います。

学校運営課長 大変貴重な御意見ありがとうございます。

まず、地域性のお話で、小学校よりも中学校のほうがより地域性を重視するのではないかというお話でございましたが、私どものほうでとらえているのは、今実際新宿区内ですと小学校29校、中学校11校ということで、割合として3対1というような割合になるわけでございます。つまり、中学校においては平均すると小学校区域が大体3つくらい入ってくるということで、かなり地域が広がっている状況がございますので、どちらかというとも中学校よりも小学校がより狭い地域でのとらえ方をしているのではないかと感じているところでございます。

2点目の小学校への選択に関しては、先ほどアンケートの中でも、通学区域内の学校を選ばなかった理由が、子どもの友人関係を考慮してということが第1位です。中学校に関しては、そこにまた別の要素の、指導等が入ってくるということでございますが、子どもの友人関係を考慮してということは、一体どういうことを言っているのかということやさまざまな方面の方にもお話を伺ったところ、どうもこういったことが一つあるのだろうということとして、新宿区内の小学校には幼稚園が併設されているところが多いです。ですから、当然その幼稚園に入っている子ども同士が同じ小学校に行く、例えば併設する小学校にということであれば、それは友人関係があるということだろうということなのです。

もう一方、保育園がございます。保育園の区域はさまざまです。そこで行っている保育内容によって、つまり延長保育のある園、ない園で選ぶ親御さん、選ばざるを得ない保護者の方がいらっしゃるわけですが、その保育園がどこの小学校の通学区域内にあるか、そうすると多くの子どもがその小学校に行く、そうすると自分だけが通学区域が離れているけれども、できればその学校と一緒に行かせてあげたい、こういったような状況もあるだろうというように考えるところでございます。

したがって、今後検証を行う中では、これからはまだ小学校等にお入りになっていない方たちなどもどう考えていらっしゃるのか、こういったところもぜひ伺ってみたいという視点で考えているところでございます。

松尾委員 中学校のことに関しましては、先ほど私が言いたかったことは、地域の方に学校選択制について意見を伺うに当たって、中学校のほうがその地域の方にお話を伺う重要性が高いのではないかとことを申し上げたかったのです。

学校運営課長 より広範囲からお子さんがある、要するに中学校の場合自由選択制をとっている、そういったことが必要ではないかという御意見と承りました。そういった点も考慮していきたいと思っております。

白井委員長 学校選択制に関しては、これはおそらく教育権という理念として、学校を選択する権利、教育を受ける権利が子どもにあるわけですけれども、それに対応しての教育する主体がどこかという理念的にはかなり深い問題を含んでいるのではないかと考えています。

そのような意味で、検証するに当たっても、根本から考えてみることも良いのではないかと考えています。

報告2はこの程度にさせていただいて、報告3の適正配置に関する件について、御意見、御質問をどうぞ。

大変努力なさって説明会等を開いていただいていますけれども、この出席者6名は現役の保護者ということですのでよろしいのでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） そのとおりでございます。1日目の29日は6名、それから31日の5名、それぞれ保護者の方でございます。

白井委員長 報告3について、何か御意見、御質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

今後の予定など、何かありますでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） 今後の予定は、近々学校選択制の結果が、集計されていると思いますけれども、その結果を見ながら、また検討しなければいけないと考えています。今のところ、それぞれの説明会は一段落しまして、各校長と相談をして、今後どう進めていくかということもやっておりますので、その都度この内容を検証しながら、また先のことを考えるということを繰り返していますので、今後また御相談したいと考えております。

白井委員長 今、選択制の話が出ましたが、先ほど教育長も御指摘していただき、またこの報告3の1ページで回答もしていただいていますけれども、選択制開始以前から全体の児童数が減ってきているという新宿区の現状があった上で適正配置ということが議論されてきている、それから遂行されてきているというような点を、選択制と適正配置ということが主な原因であるような形にとらえられている感じですので、その辺、再度御理解いただけるようお願いしたいと思います。

副参事（学校適正配置担当） 保護者の方も地域の方も、選択制によって児童数が減ってきたと、皆さんそうおっしゃいますので、こちらでは具体的な資料をおつくりして、例えば江戸川小学校ですと、平成5年から150人を切ってくるということで、ずっと児童数の数は減ってきているということ、事実を明らかにして、町連等に行ったときにもそのような資料をお配りして、それで選択制が直接の原因ではないんですよということは理解をいただいて

いるということでございます。

白井委員長 この児童数減少に関しては、江戸川小だけではなくて、まず新宿区内の全体的な児童数の減少があるということが背景にあると思いますので、その全体的な形も説明資料として、理解のために使っていただけたらと思います。

副参事（学校適正配置担当） 説明が少し不足しておりました。29校の小学校の平成5年から現在に至るまでの児童数の推移というものをお配りしまして、平成16年から選択制が始まりましたので、その前からの数字でござんくださいということの説明しております。

白井委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

#### 報告4 その他

白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、本日の日程で報告4、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

教育政策課長 指導課長から1点ございます。

教育指導課長 先ほど、日程第1、議案第36号の中で、松尾委員から、拡大教科書以外に児童・生徒の障害に応じた対応があるのかというような趣旨の御質問があったかと思えます。その御質問につきまして、ほかにはございませんとお答えいたしました。実は点字の対応をしているということがございましたので、申しわけございませんが、訂正をさせていただきたいと思えます。

なお、点字教科書につきましては、教科書の版は普通の教科書と同じ大きさでございます。そういった点では、それだけボリュームが多くなるということでもございました。

また、拡大教科書につきましても、実際に若干大きいサイズのものもあるようでございますけれども、要は私ども安易に考えますと2倍、3倍になると思うかもしれませんが、そういうことはないということでもございまして、分冊の教科書が多いというようなことでもございました。

いずれにいたしましても、実物を実際に見てまいりまして、委員の皆様方にもお知らせをしたいと思えます。申しわけございませんでした。

白井委員長 よろしいでしょうか。

閉 会

白井委員長 報告事項は以上で終了いたします。

以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 3時30分閉会